

大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の 利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号。以下「法」という。）第59 条第1 項第4 号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業である、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 対象施設等 満3 歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1 日4 時間以上8 時間未満、週5 日以上、年間3 9 週以上である施設等のうち市長が別表1 に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。
 - (1) 法第7 条第10 項第4 号ハの政令で定める施設
 - (2) 法第27 条第1 項に規定する特定教育・保育施設
 - (3) 法第29 条第1 項に規定する特定地域型保育事業者
 - (4) 法第30 条の11 第1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30 条の2）を受給している満3 歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3 歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）
- 2 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設基準適合審査申請書（様式第1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設決定通知書（様式第

2号)により、申請を却下したときは大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、対象施設等としての決定年月日を、申請日が属する年度内で第2条第1項の対象施設等の要件を満たすことが認められるとき以降に限り遡ることができる。

（対象施設等の決定の取消し）

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

（給付費）

第6条 支給対象児童1人当たりの給付基準額は、1月につき、20,000円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する児童は、当該平均月額利用料とする。

2 その他給付費についての必要な事項は、「大阪市多様な集団活動事業の利用者支援事業給付費交付要綱」による。

（関係書類の整備）

第7条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（指導・監査）

第8条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1(第2条関係)対象施設の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20 人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30 人につき1人以上であること。 ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了したもの(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。
3. 設備(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65 m²以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す

	る定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25 年法律第201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物がない場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食(提供する場合)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。